

## 京都緊急集会のご報告

平成27年2月7日京都緊急集会「京都市・野良猫餌やり禁止条例と野良猫保護」

—今みんなで考える問題・猫餌やり禁止 殺処分の新たな形—

一般参加者は144名でした。THEペット法塾のメンバー、パネラー、報告者の皆様を含めると、約160名余でした。

集会には、環境省プラン（牧原プラン）に関与された藤野真紀子様の御挨拶、京都市市会議員、牧原プランの牧原秀樹衆議院議員と松浪健太衆議院議員からのメッセージを頂きました。

報道は朝日が京都版で大きく取り上げました。NHKも取材をされましたが報道はされていません。

集会は、現在の、日本の野良猫問題についての最高のレベルの皆様からのご報告でした。法理論、野良猫問題に取り組んできた行政、長年に亘る野良猫への餌やり、保護、避妊去勢の地域猫活動に取り組み、野良猫問題を解決することに尽力をしてきた全国の最前線の代表的なボランティアの皆様からの、講演と報告、議論でした。

環境省を初め、全国の行政、野良猫問題に取り組まれる皆様のご参加があれば、野良猫問題とその解決の道筋が、極めて容易且つ明確に理解ができる内容で充実した集会でした。

京都市条例案は、野良猫発生の原因の捨て猫対策には措置を取らず、京都市で犬猫に対する苦情が大きく減っている中で、それを実現してきた猫餌やりを反社会的な迷惑行為として排除しています。野良猫の命に対する思いはなく、野良猫解決とは全く逆の、動物愛護法に反する誤った条例であることが明らかにされま

した。

野良猫問題は、行政が核となって、ボランティアの力を借りて、地域問題として猫の嫌いな人達を含めて、地域住民の協力を受けて、避妊去勢を完遂すれば新たな野良猫は発生せず、迷惑苦情もなくなり、5年ないし10年で解決できる問題であることも明らかにされました。

京都市条例は、重要な情報提供がされず行政手続法にも反する疑いもあり、猫餌やり規制で野良猫問題は解決しないことを認識し、再度、東京都などの事例も参考に、行政の、解決への正しい方向を組み立て、再度の情報提供、パブコメによる出直しの条例が必要であることが一致した結論でした。

全国各地の皆様には、京都市と同様の、形を変えた殺処分と野良猫解決にはつながらない誤った野良猫条例を作る動きがあり、京都市の誤った点を参考に、野良猫保護と解決への正しい取り組みを進められることが必要です。

皆様には、動物法ニュース、消費者法ニュース、THEペット法塾ホームページなどで、情報を提供していきたいと思えます。

## 要旨

### 京都市条例案の内容

- ① 野良猫に餌やりをしようとする方は、猫を自ら飼養するか、「まちねこ支援事業」に沿って、適切な管理の下で実施する。
- ② 身近にいる動物に対し無責任な給餌（餌やり）をしたり、残飯ごみを放置したりしてはならない。
- ③ これに違反し（生活環境が損なわれ）たときは勧告・命令、勧告・命令に違反したときは過料（行政罰）の制裁を課す。
- ④ まちねこ支援事業は、①3名以上の団体。②町内会の同意を得る。③猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握などをし、飼養が可能な私有地内に設定する。

[講演]

1 吉田眞澄（弁護士／元帯広畜産大学理事・副学長）講演

今では一般化している「人とペットの共生」は私の造語であるが、そこでいう「共生」は、ペットに広く社会的門戸を開きつつ知恵を絞り問題を克服する姿を示すものであり、門戸の広さ、問題克服力の強さや大きさによって成熟度が測定される。京都市が提案する条例案の骨子は、非常に分かり難いところはあるが、お願いの部分に合わせて考えると、犬や猫を家に閉じ込め、社会的門戸を閉じようとする傾向が極めて強く、「共生」とは逆行するものである。それとともに、野良猫問題については、実態と事実認識の間に大きな乖離があり、それが問題解決の障害になる可能性が極めて強い。今回京都市が提示した資料に見られるように、野良猫の餌やり由来の苦情は、平成23年度からの3年間だけでも激減しており、その分析が問題解決にとって極めて重要である。

野良猫についての現状は、遺棄者、遺棄猫等の交配による数の増加と周辺的生活環境への悪影響、地域住民の問題解決力の不足、不妊去勢手術や周辺的生活環境保全などに全く注意を払うことなく旧来型の餌やりをする人、その状況を把握しながら有効な対処をしてこなかった行政等に由来するもので、その責任を地域猫活動を視野に入れて責任ある餌やり活動をする人にまで押し付けるのは公平性を欠く対処法と言わざるを得ない。野良猫対策には、遺棄の予防、遺棄に対する適切な防御策（昨年12月に環境省が遺棄の概念を事実上変更することにより対応が容易になった）、飼い猫の完全室内猫化・不妊去勢手術の励行と合わせ、地域猫活動をこれまで以上に積極的に推進するが必要であり、野良猫の繁殖力を考えると、迅速性、計画性、有効性が鍵になる。3年で全頭の不妊去勢手術が完了すれば、性本能による迷惑行為は著しく減少し、5年で苦情はほぼなくなり、10年後には問題は全面的に解消する。

この計画推進には、餌やり活動をする人の協力が必要不可欠で、適切且つ良好

な関係を構築することがむしろ大切である。犬や猫を事実上締め出す社会、つまりペットに対し閉鎖的な社会は、ペットに対する無知・無理解、偏見の横行する街になりがちである。欧米人の感覚からすると、動物に対する無理解・偏見の横行する未文化都市、倫理の成熟度の低い思いやりに欠ける街と映ることは間違いない。京都の良さは、国内的にも、国際的にも、異なる文化を受け入れ、それを消化し、自ら培ってきた文化に生かして新たな文化を構築するという作業の繰り返しにより汎用性の高い独自の文化を構築する所であり、それゆえに京都の文化が国内的にも国際的にも広く理解され、高い評価を受けるのである。それだけの広く深い矜持を持つ京都の伝統をペットへの対応にも生かすことが大切だ。「それぞれの社会における倫理の成熟度は動物に対する対応で分かる」とする歴史上の偉人達の言葉に耳を傾ける必要がある。

## 2 高木優治（元新宿区保健所職員）講演

地域猫対策前は、餌やり禁止が自治体の対策だった

餌やり禁止対策は自治体への苦情数減少に寄与することは殆どなかった。

東京都における1987（昭和62）年、世田谷区飼い猫の去勢不妊手術費助成金制度の発足などが始まり、東京都は2000（平成12）年に、この答申を受け「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を作り、野良猫を増やさないために去勢不妊手術を行い、術後の猫を元の場所に戻し、餌を与え管理することで野良猫の増殖を防ぎ、合わせて餌場の片づけ、トイレの設置やフンの片づけをすることなどを守って貰うようにした。地域住民とボランティア、自治体の3者による協働事業として進めるよう提案された。

現場で行政が、地域の人達の中に入り地域猫対策を説明し、理解と協力を得るために調整をして、実行者を確認して野良猫を捕獲し、手術を行い、元の場所に戻し、管理を続けていく体制を作ることで、始めて地域猫対策が進む。

新宿区の引取犬猫数は、平成13年は合計358匹（内猫315匹）平成25年は合計24（内猫17匹）であり、苦情件数は、平成13年は合計412件

(内猫250件)、平成25年は合計163件(内猫108件)と大きな成果があった。

ボランティアは、地域の猫の数や餌場の場所、捕獲器の設置や未実施の猫の数、餌の片づけフンの始末等、定時定点での管理をすることで、その地域の生息頭数の変化がわかり、効果測定もできる。猫の数や餌場を把握している人の協力がなければ実施することが困難である。餌やり禁止は意味がない

餌やり禁止を掲げることは、地域猫対策実施のための大切な情報(野良猫の生息数・餌場の場所と数等)を遮断する。地域猫対策実行者になれる「餌やりさん」を排除し、地域住民の中に亀裂、トラブルを生じさせる。

餌やり禁止は、意味がなく、野良猫解決を困難にさせ野良猫解決にならないことは明らかである。

## [第2部 報告]

### 3 藤野真紀子(元衆議院議員)

人が動物に対して愛情や思いやりを持つことは自然で大事なこと。

京都市条例が、野良猫全体に猫餌やり禁止が決められたときは、原始的で餓死という残酷な殺処分につながる恐れがある。動物共生に反する。子供達に動物愛護の精神から博愛精神を培って欲しい。京都は日本人の誇り、京都にふさわしい命に優しい日本人の優しい心を反映した条例を作っていただきたい。

### 4 溝淵和人(動物ボランティアCat28)

野良猫が地域住民への被害、迷惑を与えてしまう。野良猫繁殖と飼っている猫の望まれない猫が生まれて遺棄される。ボランティアだけでは、また、行政が丸投げをし癒着したボランティアだけでは野良猫問題は解決しない。官が先頭に立たないと解決はしない。

「猫餌やりをするな」ではなく、「捨て猫の禁止、罰則」である。行政が、ボランティア、住民と野良猫を保護すること、そこから避妊去勢をして、保護を継

続すること。京都市の行政が動かないで、猫餌やり禁止をして、野良猫を餓死させようとするだけでは、野良猫問題は継続するだけである。

#### 5 鶴田真子美（全国動物ネットワーク）、川井満（猫と友達）

京都市の、猫餌やり者に飼主責任を課し、また罰則を課すことは、憲法等に違反する。野良猫を殺させることを強制するような行政は、動物愛護法などの法律に違反する。行政は、動物を遺棄させず、虐待をさせず、保護をすべき責任があり、餓死させて死に至らしめるような殺処分をさせてはならず、これを行政がさせるとすれば、違法性は強い。猫餌やりの野良猫の保護と野良猫問題を解決する努力を認識していない。環境省も、動物愛護法に反する「猫餌やり禁止」の方向で動いているが（東京新聞）、動物の命の保護に反しており、地域猫活動を妨害し、動物愛護法等、憲法、法律に違反する旨の意見書を出した。

#### 6 植田勝博（THE ペット法塾代表／弁護士）

改正動物保護管理法（平成24年9月5日公布、平成25年9月1日施行）は「殺す行政」から「生かす行政」への転換した。飼猫の終生飼養義務（動愛法7条）。行政の飼猫の引取制限（同法35条）、野良猫の引取制限（附帯決議8項）。飼猫の遺棄禁止、遺棄等の罰則強化（同法44条）。野良猫は全て社会で存在する。

従来地域猫活動を踏まえて、野良猫（所有者のいない猫）は、避妊去勢をして、地域住民の同意（排除しない）の下に管理する（附帯決議8項）。野良猫を含めて殺処分ゼロをめざす（附帯決議6項）。

「まちねこ支援事業」は、事実上、個人の猫餌やりを規制禁止する。

所有者のいない動物に餌やりをすることは基本的に自由な行為であり、野良猫餌やりをする者に、所有者同様の管理責任を負わせることは、法律上奇異である。東京地裁立川支部猫餌やりの損害賠償事件判決は、野良猫餌やりと被害に因果関係がなく、動物愛護法等に反して、明らかに誤っている（THE ペット法塾見解）。

猫餌やりは、命を生かし、野良猫をなくす社会的公益活動である。

野良猫餌やりを禁止すれば野良猫は餓死するか、餌をあさる。京都市条例は、虐待（給餌、給水しない）殺傷の結果を目的とする。動愛犯罪を強いる条例は改正動物愛護法に反する。条例案は、その精神も措置も、野良猫を保護せず、地域猫活動を妨害するものである。

動愛法に沿って、行政が核となって、ボランティア及び地域住民と一体となって、野良猫問題の早期の解決を目的とする条例を制定することが必要である。

#### 7 佐藤泰子（静岡動物愛護犬猫ホットライン）

伊東市で長く地域猫活動をしている。野良猫問題の場所約50箇所余の野良猫の保護と避妊去勢をして、団体からも避妊去勢代を支援して野良猫問題に取り組んで来た。野良猫が1匹もいなくなった地域もあり、また、新たな野良猫が出てきたときは避妊去勢をして保護してきた。伊東市に避妊去勢の支援をして貰うシステムも作ってきた。野良猫問題は、棄てる人、飼猫が子供を生んで棄てる人を厳しくしないといつまでも絶えない。私は猫が特に好きでもない。可哀想な猫を放置しておけないだけである。猫餌やりの多くの人達は、野良猫問題に、時間、労力、お金を負担して、新たな里親探しをしてきた。野良猫餌やりを禁止したら、誰が野良猫を保護して、避妊去勢をして、保護を続けるのか。京都市は、今まで野良猫問題に取り組んでいる人達を追い出して、野良猫を排除して、動物愛護の心はない。餓死させる京都市は残酷。野良猫問題の解決はできない。

#### 8 山崎悦子（名古屋市）

野良猫の命を守るために、不幸な猫を生まれないようにと避妊去勢をしてきた。

野良猫、地域猫を推進してきたのは私達の犠牲の上で、多額なTNRをしてきた。行政が、野良猫問題を解決するというならば、野良猫餌やりが、自己の犠牲の上に、棄てた人達の尻ぬぐいをし、近隣住民のために野良猫をなくすための猫餌やりをする活動を妨害しないことを求める。

京都市には、野良猫への命の思いはない。猫餌やりを反社会的というのは、何も知らない行政である。野良猫の餌やり、TNR、保護をせめて、妨害しない。

野良猫の命を罰則で奪わないことを求める。

#### 9 武藤安子（グリーンNet）

野良猫問題は、野良猫を殺さず、保護すること。京都市は、従来保護してきた人を追い出し、野良猫を保護できるか。京都市の条例案には、猫の保護に関する内容はなく、猫の命への思いはなく、餓死をすれば良いとしか考えられない。

法律は、殺さない行政の責任がある。京都市は、野良猫餌やりを犯罪者扱いにして、野良猫の命を奪い、野良猫を殺す方向ですが、動物愛護法に違反する。野良猫も生きている。野良猫の命を守って下さい。

#### 10 佐川真人（アニマルネットワーク京都西）

野良猫の保護、避妊去勢をし、猫餌やり活動をしていたら、自治会、警察が来て猫餌やりすると言われて妨害された。

TNRをして、野良猫の保護と不幸な野良猫を発生させない行為が反社会行為や犯罪類似とされれば、殺処分禁止、野良猫保護、地域猫活動を目的とする動物愛護法に反する。京都市条例は、明らかに野良猫保護、地域猫活動を禁じようとするもので、違法である。私は野良猫の命を守って野良猫問題を解決する。

動物愛護管理法、京都動物愛護憲章の根底は「国民、市民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛、平和の情操の涵養に資する」ことであり、条例案はこれを欠く。